



第105回市町村職員を対象とするセミナー

「新しい総合事業」の実施に向けて ～北九州市の取組み～

平成26年8月22日（金）
北九州市 保健福祉局 介護保険課
課長 横山 久

※本資料は現時点での検討状況を基にまとめたものであり、
今後の検討により変更が生じ得るものである。

北九州市の状況について

北九州市の概要

■ 総人口:	977, 465人
■ 第1号被保険者数:	266, 208人
うち、75歳以上被保険者数:	132, 196人
■ 要介護・要支援認定者数:	58, 579人
うち、要支援認定者数:	15, 998人
■ 地域包括支援センター数:	24ヶ所
■ 第5期介護保険料:	5, 270円

平成26年3月末現在

北九州市の特徴

- 高齢化率は27.2%で20政令市中トップ
- 早くから小学校区単位のまちづくりを推進
- 地域包括支援センターの運営は「直営・出前主義」

本市の要支援認定者の状況

1. 要支援認定者数

(平成25年3月末現在)

	人数	割合
要支援・要介護認定者	56,650人	100.0%
うち、要支援認定者	15,669人	27.7%
うち、要支援1	8,102人	14.3%
うち、要支援2	7,567人	13.4%

2. サービス利用者数

(平成25年3月末現在)

	人数	割合
サービス利用者数	42,520人	100.0%
うち、要支援認定者	9,932人	23.4%
うち、訪問介護 ※	6,318人	14.9%
うち、通所介護 ※	3,298人	7.8%

※両方のサービスを利用している場合あり

3. サービスごとの予防給付費

(平成24年度決算額)

サービス種別	平成24年度決算額
予防給付	
訪問介護	1,331,934千円
通所介護	1,200,139千円

4. 本市における介護予防給付の利用状況

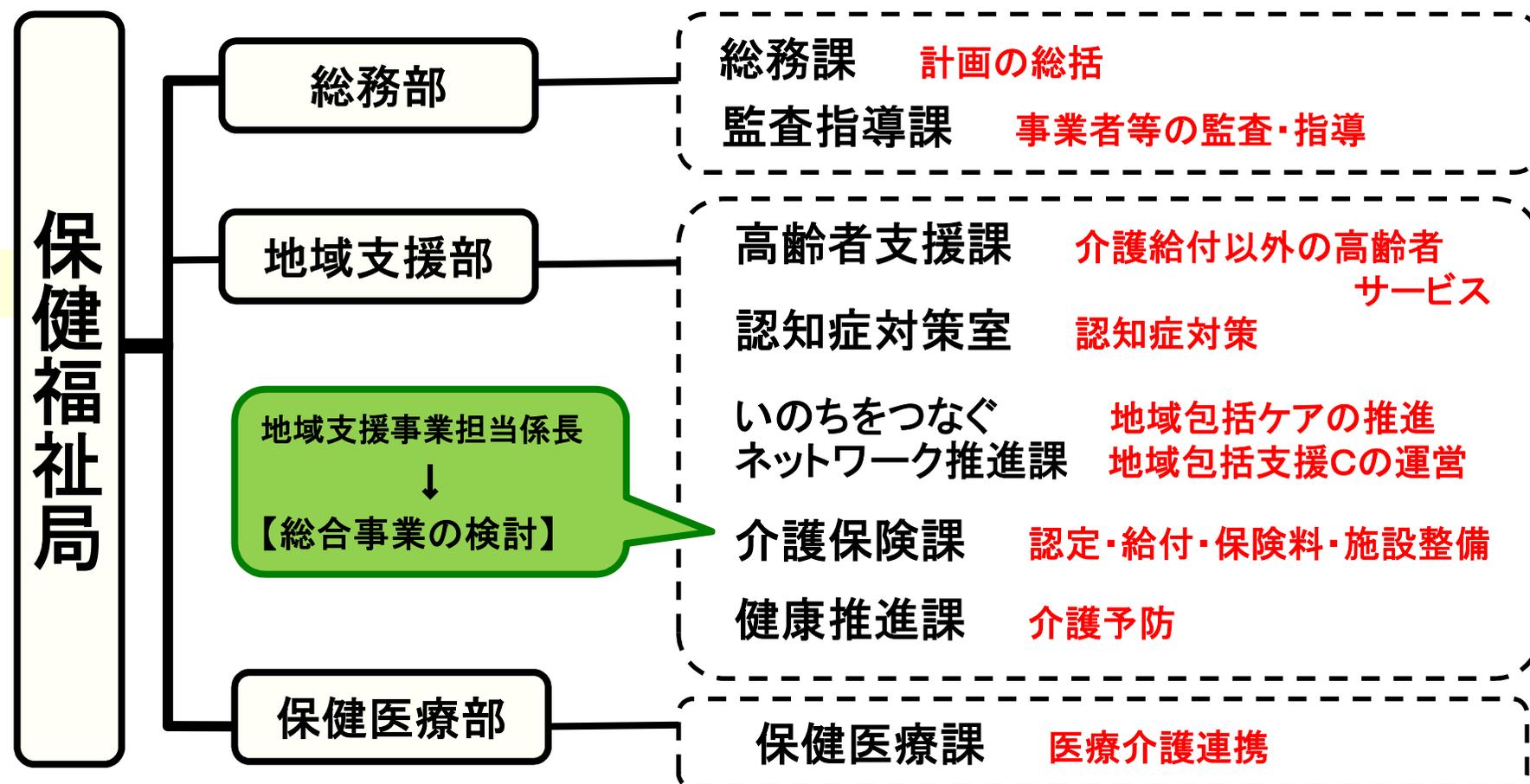
(※ 平成25年7月の1か月間に、地域包括支援センターにおいて作成した640名分の「予防給付ケアプラン」の内容を調査したもの。)

- 約60%は訪問介護を利用しており、約35%は通所介護を利用
- 訪問介護利用者のうち、99%が「生活援助」を利用しており、「身体介護」を利用しているのは5%
- 「生活援助」利用者のうち、96%が「掃除」を利用、28%が「買い物」を利用。28%が「調理・配下膳」を利用

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制整備

・平成26年度組織改正（介護保険・地域包括ケア関連）

- 1 認知症対策室の新設
- 2 地域包括ケア推進担当課長・担当係長の新設
- 3 介護保険事業計画担当係長・地域支援事業担当係長の新設



北九州市における「地域包括ケアシステム」の検討

地域包括ケアシステムプロジェクト会議（H25.4月）

- 課長級職員によるプロジェクト会議を設置し、北九州市における地域包括ケアシステム構築のため、現状と課題について情報共有を図るとともに、今後の取組みの方向性を検討

【主な検討項目】

- ・ 日常生活圏域について
- ・ 地域包括支援センターについて
- ・ 認知症対策について
- ・ 介護予防、介護予防日常生活支援総合事業について
- ・ 医療との連携について

方向性と課題
の共通認識

○検討結果を踏まえ、3つのワーキングを設置し、さらに議論

- ①地域包括ケア推進体制ワーキング
- ②認知症対策ワーキング
- ③地域支援事業見直しワーキング

具体的な取組
の検討

「地域包括ケアシステム」の検討体制【全体】

庁内検討体制

地域包括ケアシステムプロジェクト会議
(H25.4月)

関係団体(医師会等)との
勉強会

地域包括ケア推進体制ワーキング

地域支援事業見直しワーキング

認知症対策ワーキング

予防ケアマネジメントチーム

サービス基盤整備チーム

窓口対応・市民広報チーム

新しい総合事業の検討チーム

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

【計画策定のための有識者や市民で構成する会議】

介護予防・
高齢者活躍推進
に関する会議

認知症対策・
権利擁護
に関する会議

地域包括支援
に関する会議

介護保険
に関する会議

地域密着型
サービス
に関する会議

調整会議

予防給付の見直し(新しい総合事業への移行)

次期北九州市高齢者支援計画の基本理念 (案)

新しいシニアライフの創造

北九州市は、高齢社会対策の中で、地域住民、地域団体、事業者、NPO・ボランティア団体、民間企業、行政等による地域のネットワークづくりに積極的に取り組んできた。

○このような「地域主義」の考え方にに基づき、元気な高齢者がますます増え、その活躍が地域を支えるという新しいシニアライフを創造

○また、支援や援護が必要な高齢者とその家族を地域で支え合い、必要に応じて、生活支援や医療・介護サービスを安心して受けることができるまちづくりを推進

新しい総合事業の考え方

《視点》

- ◇「地域包括ケアシステム」構築に向けた重要なピースのひとつ
- ◇基本理念に沿った事業の検討(高齢者の自立支援、地域資源の活用)
- ◇これまでの取組みによる本市の資源やネットワークを最大限活用

新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行ステップ

制度設計

◇ガイドラインをふまえ、サービス内容等の検討
サービス類型(種別)、サービス内容、提供主体、単価、利用者負担等

基盤整備

◇多様なサービス提供主体の確保
介護事業者、NPO法人、民間事業者等

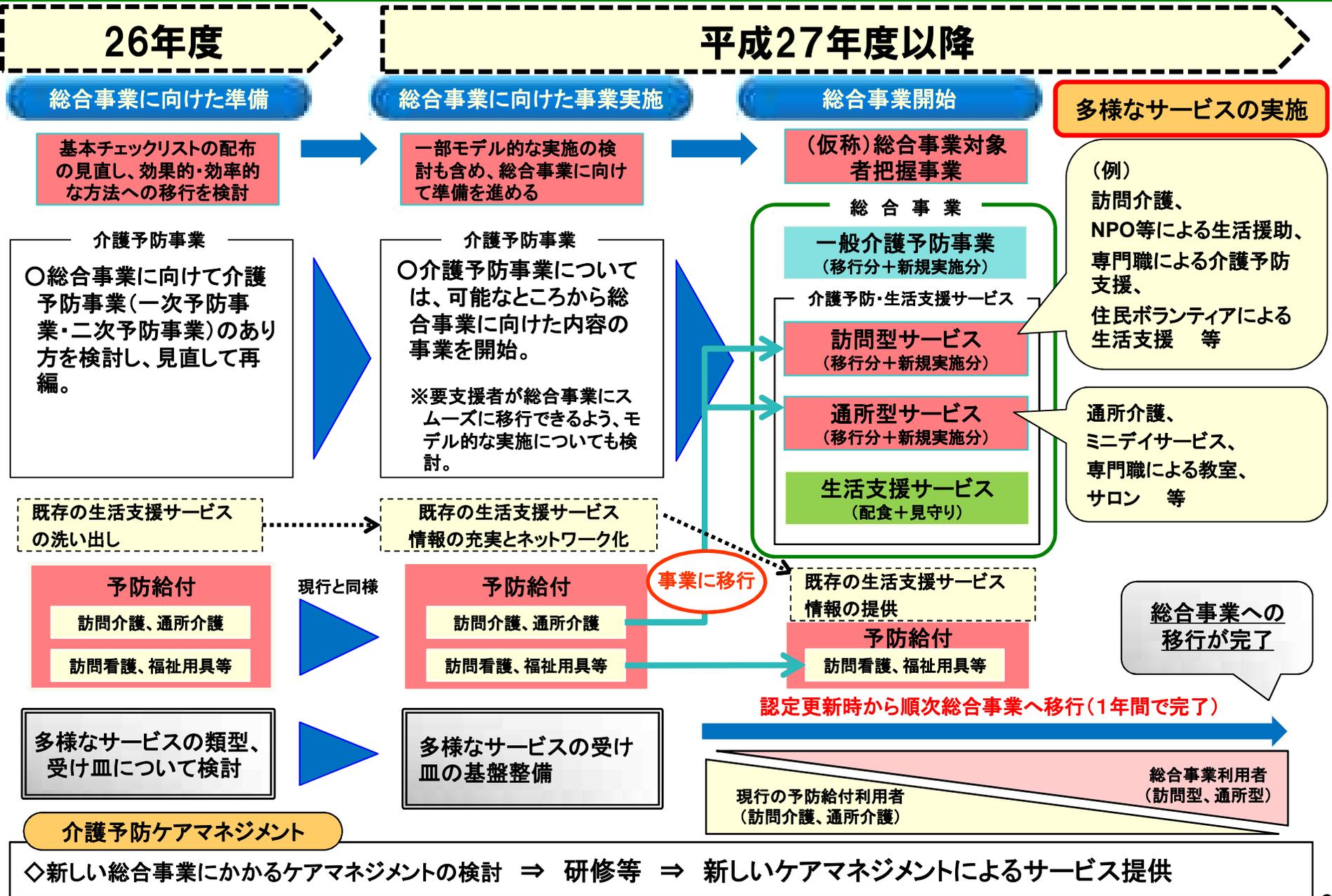
利用手続き等

◇申請から利用までの流れ
◇ケアマネジメントのあり方
◇業務内容の見直し 等

市民広報・事業者への説明等

総合事業への移行開始

新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行イメージ(案)



予防給付の見直し(新しい総合事業への移行)

ポイントは「多様な主体による多様なサービスの提供」

◇多様なサービスの充実

サービス
種類の
検討

要支援認定者
の実態把握
(ニーズ等)

【生活支援等に関する実態調査】

- ◇平成26年7月
- ◇要支援認定者 約15,000人
- ◇生活状況、介護サービスの利用状況、地域との交流等

現在、
集計・
分析中

◇多様な主体によるサービス提供(受け皿整備)

サービス
提供
体の
整備

サービス提供
主体の把握
(参入意向)

【サービス意向調査】

- ◇平成26年7月
- ◇介護事業者 約800法人
NPO、民間等 約270団体
- ◇生活支援サービスの提供状況、
制度見直しにかかる参入意向

新しい介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型・通所型サービス)

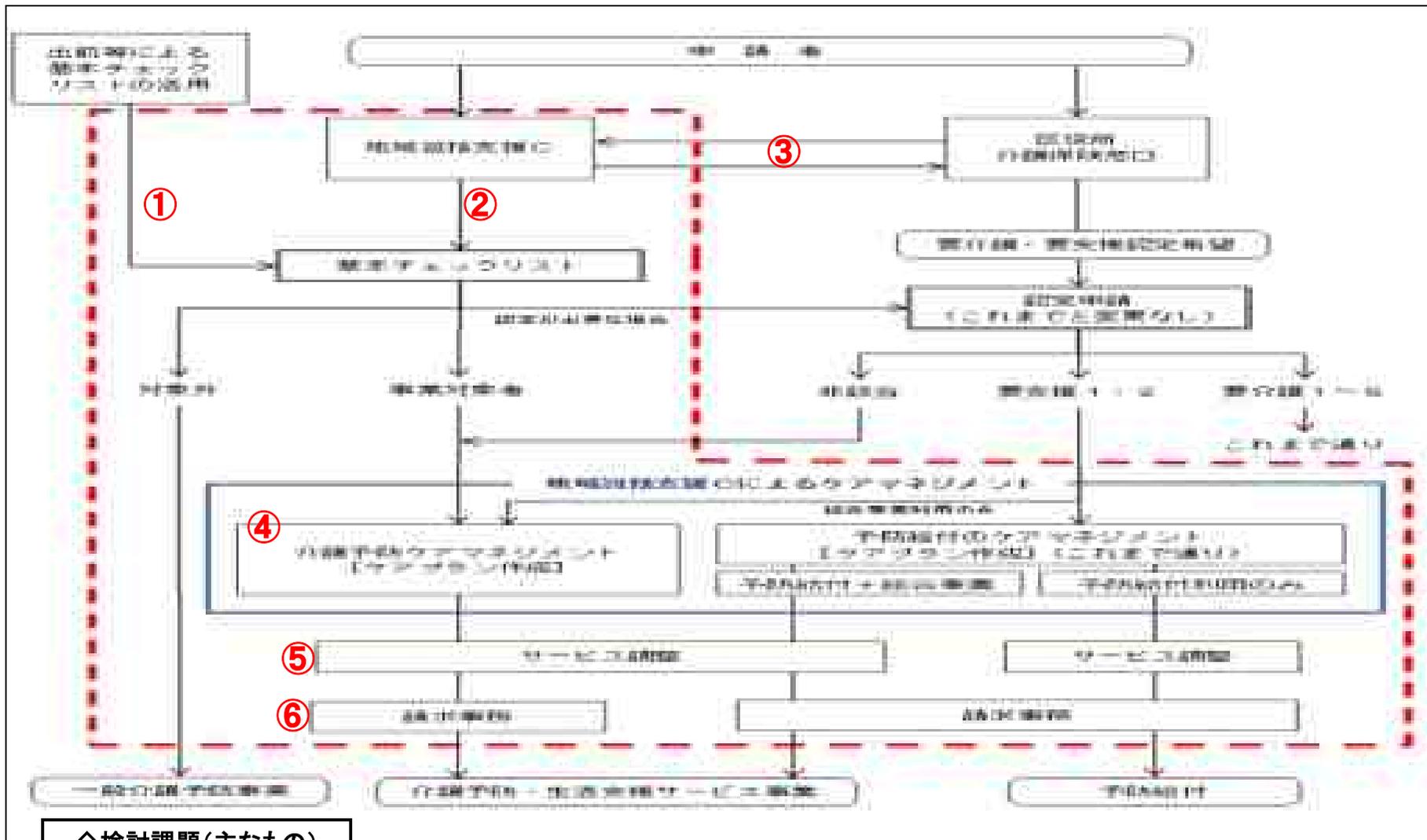
現在検討中の訪問型・通所型サービスのイメージ

区分	内容		提供主体 (提供者の資格等)	
訪問型	訪問型①	予防給付相当	予防給付と同様のサービス内容(現行の運営基準レベルの専門職を配置)	介護事業者 (有資格者)
	〃 ②	緩和基準サービス (家事援助等)	家事援助等による日常生活の自立支援 ・調理、掃除等の一部介助 ・ゴミの分別・ゴミ出し支援 ・買い物同行・代行等	介護事業者 NPO、民間等 (有資格者、研修修了者)
	〃 ③	住民等主体サービス	住民主体の自主活動による生活援助 ・ゴミ出し、布団干しなど、短時間で終了する援助等	住民団体、ボランティア団体等
	〃 ④	二次予防相当 (専門職による短期サービス)	看護師、歯科衛生士等による保健・生活習慣等に関する支援 リハ専門職によるADL、生活用具等に関する助言・支援	委託事業者 (専門職)
	〃 ⑤	移動支援	通所型サービス等の介護予防・生活支援サービスと組合せた移動支援	
通所型	通所型①	予防給付相当	予防給付と同様のサービス内容(現行の運営基準レベルの専門職を配置)	介護事業者
	〃 ②	緩和基準サービス	ミニデイサービス等 ※日ごとの様子の確認や健康チェックを実施	介護事業者 NPO、民間等
	〃 ③	住民等主体サービス	地域交流サロン等 ・体操、運動、レクリエーション活動 ・料理教室、家事教室、軽作業を通じた日中の居場所づくり	住民団体、ボランティア団体等
	〃 ④	二次予防相当 (専門職による短期サービス)	機能向上、口腔ケア、栄養改善、閉じこもり予防、認知症予防などの教室	委託事業者 (専門職)

検討課題

- ・利用対象者
(状態像等)
- ・人員、設備、
運営基準
- ・ケアマネジメント
- ・単価
- ・利用者負担
- ・支払い方法
- ・給付管理

新しい総合事業の流れのイメージ(利用手続き等)



◇検討課題(主なもの)

- ①二次予防事業対象者の把握・アプローチの方策、②本人が窓口に来ない場合の対応方法の検討
- ③窓口案内の基準・マニュアルづくり、④新しい総合事業利用の介護予防ケアマネジメントに関する研修等の実施
- ⑤サービス提供事業者の情報集約・提供、⑥請求事務・システムの検討(利用者登録を含む)

総合事業の実施に向けて(今後の具体的な検討内容等)

総合事業への円滑な移行～多様なサービスの利用に向けて～

◇事業目的やニーズ等に合ったサービスの提供

基盤整備

◇多様な主体による多様なサービス(介護事業所、社会福祉法人、NPO、民間企業、住民主体のサービス等)の充実

◇サービス内容に応じた提供体制の検討。参入意向調査を踏まえ、関係団体等へアプローチ(市内の社福法人で構成する団体と意見交換会をスタート)

サービス基盤整備チーム

サービス利用(申請から利用まで)

◇現在のサービス利用者が円滑に移行でき、新規利用者も含め、必要なサービスを提供する仕組み

◇組織改正も視野に入れたサービス提供の仕組みを検討するとともに、効果的な市民広報の方策も併せて検討

窓口対応・市民広報チーム

ケアマネジメント

◇必要なサービスを提供するためのケアマネジメントのあり方

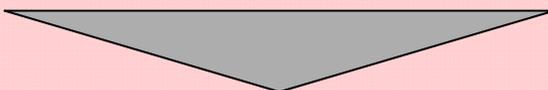
◇総合事業利用者のケアマネジメントについての具体的な検討⇒サービスの効率化

予防ケアマネジメントチーム

来年度予算編成等に合わせ、短期集中的に検討中

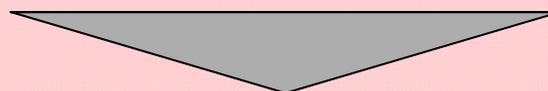
総合事業の実施に向けて（今後の課題等）

◇今後、検討・準備が進むに従って、重要となってくるのは、“サービスの質の確保”



◇多様なサービス(緩やかな基準によるサービス等)の「サービスの質」をどのように確保していくか。

◇中長期的な視点で見た場合、住民主体による生活支援サービスを充実させる必要
⇒高齢者の社会参加、自立支援



◇本市がこれまで進めてきた小学校区単位のまちづくりの取組みにより、培ってきた地域資源やネットワークをどのように活用していくか。

◇システム対応 ⇒ 給付管理・請求・支払い等

ご清聴ありがとうございました



北九州市 保健福祉局 地域支援部 介護保険課

横山 久

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

電話:093-582-2771 FAX:093-582-2095

hisashi_yokoyama01@city.kitakyushu.lg.jp